

議案第16号

和光市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

和光市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(包括的支援事業の委託)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第115条の47第1項の包括的支援事業の実施に係る方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 介護サービス事業者（法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者をいう。）、医療機関、民生委員（民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員をいう。）、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携体制の構築に関すること。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">(職員の員数)</p> <p>第8条 <u>一の担当区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（包括支援センター運営部会が第1号被保険者の数及び包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によること</u></p>	<p style="text-align: center;">(包括的支援事業の委託)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第115条の47第1項の包括的支援事業の実施に係る方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 介護サービス事業者（法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者をいう。<u>第8条において同じ。</u>）、医療機関、民生委員（民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員をいう。<u>第8条において同じ。</u>）、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携体制の構築に関すること。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">(職員の員数)</p> <p>第8条 <u>包括支援センターにおいて専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、包括支援センターの担当区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに次のとおりとする。</u></p>

ができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、包括支援センター運営部会が包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の担当区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の日常生活圏域に包括支援センターを設置することが必要であると包括支援センター運営部会において認められた場合には、当該包括支援センターにおいてその職務に従事する職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当区域の第1号被保険者の数に応じ、同表右欄に定めるところによる。

担当区域の第1号被保険者の数	職員の員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で第1項第1号に掲げる者を1人及び専らその職務に従事する常勤の職員で同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

4 包括支援センターは、担当区域の実情に応じて市長が必要と判断した場合は、当該包括支援センターにおいてその職務に従事する職員として前3項に規定する職員以外の職員を置かなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の日常生活圏域に包括支援センターを設置することが必要であると包括支援センター運営部会において認められた場合には、当該包括支援センターにおいてその職務に従事する職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当区域の第1号被保険者の数に応じ、同表右欄に定めるところによる。

担当区域の第1号被保険者の数	職員の員数
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で前項第1号に掲げる者を1人及び専らその職務に従事する常勤の職員で同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

3 包括支援センターは、担当区域の実情に応じて市長が必要と判断した場合は、当該包括支援センターにおいてその職務に従事する職員として前2項に規定する職員以外の職員を置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月20日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の改正に伴い、本条例について所要の改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。